

○払下げ相談チェック表

・払下げ相談表の提出前にすべての項目についてチェックし、内容を確認した担当者名を記入してください。

確認項目	協議先	調査結果	担当者名	図面の提出	確認内容
境界確定図	土木管理課	—	—	○	図面はコピーでも可。
公図、申請地及び隣接地の全部事項証明書（土地）	さいたま地方法務局※ 1	—	—	○	図面はコピーでも可。 概算金額の算出を要する場合は、一体利用できる範囲の公図及び全部事項証明書。
建築基準法上の扱い	建築指導課			—	建築基準法上の扱いがある場合、払下げして支障がないか。
将来計画の確認	道路建設課			—	道路の将来計画がないか。 将来計画がある場合、払下げしても支障がないか。
地区計画の確認	t都市計画指導課			—	地区計画で道路の位置づけがないか。 地区計画がある場合、払下げしても支障がないか。
埋設管の確認（下水道）	下水道管理課			○	埋設管がないか。埋設管がある場合、撤去が可能か。
埋設管の確認（水道）	水道局※ 2			○	図面のみの場合、担当者名は記入不要。
水路管理者の確認【水路の場合】	河川整備課			○	
機能の有無【水路の場合】	下水道管理課 河川整備課 農業環境整備課※ 3			○	

※ 1 さいたま地方法務局

住所：さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

連絡先：048-851-1000

※ 2 水道局針ヶ谷庁舎3階 給水工事課 水道管調査窓口

住所：さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目18番2号

連絡先：048-714-3090

※ 3 農業環境整備課 農業環境係

住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

連絡先：048-829-1379